

○鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例

平成17年2月11日

条例第111号

改正 平成17年3月7日条例第157号 平成18年3月30日条例第14号
平成19年3月28日条例第9号 平成19年6月27日条例第19号
平成20年3月25日条例第10号 平成27年3月24日条例第10号
平成28年3月24日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者又はその保護者に対し医療費及び証明手数料(以下「医療費等」という。)の一部を給付することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において重度心身障害者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、同法施行規則別表第5号の1級又は2級の障害のある者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が交付した療育手帳においてその障害の程度が重度と判定された者

(受給権者)

第3条 この条例による医療費等の助成を受けることのできる者(以下「受給権者」という。)は、次に掲げる重度心身障害者とする。

- (1) 本市に住所を有する重度心身障害者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)その他の法律で定める医療保険(以下「医療保険」という。)の被保険者及び被扶養者であるもの。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受ける本市以外の市町村が行う国民健康保険の被保険者(当該被保険者であった者で高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。)

イ 後期高齢者医療の被保険者であって、病院等(高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院、入所又は入居(以下「入

院等」という。)をした際(当該被保険者が特定継続入院等被保険者(同項に規定する特定継続入院等被保険者をいう。以下同じ。)である場合にあっては最初の入院等の際とし、当該被保険者が特定継続入院等被保険者であり、かつ特定住所変更(同条第2項第2号に規定する特定住所変更をいう。以下同じ。)をした者である場合にあっては、最後に行った特定住所変更に係る入院等をした際とする。)本市以外の市町村に住所を有していたもの

- (2) 国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受ける本市が行う国民健康保険の被保険者(当該被保険者であった者で高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。)である重度心身障害者
- (3) 本市以外の市町村に設置されている病院等に入院等をしたことにより、当該病院等の所在する市町村に住所を変更したと認められる後期高齢者医療の被保険者である重度心身障害者であって、病院等に入院等をした際(当該重度心身障害者が特定継続入院等被保険者である場合にあっては、最初の入院等をした際)本市に住所を有していたもののうち、市長が認めるもの
- (4) 第1号ア及びイに該当する重度心身障害者であって、これらの規定に規定する本市以外の市町村においてこの条例に基づく医療費等の助成に相当する給付を受けることができない者のうち市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、受給権者としなない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護者
- (2) 規則で定める所得要件に該当する者
- (3) 平成27年8月1日以後に重度心身障害者となった者であって、重度心身障害者となった日における年齢が65歳以上であるもの
- (4) 鴨川市子ども医療費の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第3号)に基づく子ども医療費の受給者

(助成の範囲)

第4条 この条例による医療費等の助成額は、次のとおりとする。

- (1) 受給権者が医療保険により医療の給付を受けた場合において当該医療の給付に伴い自己負担すべき額から別表中欄に掲げる重度心身障害者の属する世帯の区分に応じ、同表右欄に定める負担基準額を控除して得た額。ただし、医療費に対する附加給付がある場合には、当該給付を控除した額とする。
- (2) 受給権者が医療機関に支払った証明手数料で1件100円を限度とする額

2 前項の規定にかかわらず、受給権者が他の法令に基づく医療の給付を受けることができるときは、その限度において支給しない。

3 新たに受給権者として資格を得た者については、その資格を得るに至った日の属する月の初日から助成を行うものとする。

(受給券の交付申請等)

第5条 受給権者は、医療の給付を受けようとするときは、規則で定める方法により、市長に申請し、この条例に基づく医療費等の助成を受けるための受給券(以下「受給券」という。)の交付を受けるものとする。

2 前項の規定により受給券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療の給付を受けようとするときは、医療機関等に受給券を提示しなければならない。

(受給券の有効期間及び更新)

第6条 受給券の有効期間は、前条第1項に規定する申請をした日の属する月の翌月1日から同日後の最初の7月31日までとする。

2 市長は、受給券の有効期間が終了する場合において、当該受給券に係る受給者が引き続き第3条に規定する受給権者の要件を満たしていると認めるときは、規則で定めるところにより、受給券を更新するものとする。

3 前項の規定による更新後の受給券の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。

(助成の方法)

第7条 受給者に対する医療費等の助成は、第4条第1項第1号に掲げる額を市が医療機関等に支払う方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者が第4条第1項各号に掲げる額を医療機関等に支払った場合は、当該受給権者に対し助成を行うものとする。

3 前項に規定する助成を受けようとする者は、規則で定める方法により市長に申請しなければならない。

4 前項の申請は、助成を受けようとする医療費等を負担した日の属する月の翌月1日から起算して2年以内に行わなければならない。

(届出の義務)

第8条 受給者は、第5条第1項の規定により行った申請の内容に変更が生じた場合は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給権者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において医療費等の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した医療費等に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の徴収)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費等の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(受給権の保護)

第11条 この条例により医療費等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和43年鴨川市条例第37号)又は重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和48年天津小湊町条例第27号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月7日条例第157号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月28日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年6月27日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月25日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月24日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第5条第1項の規定による受給券の交付の申請及び受給券の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に関する給付に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月24日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

階層	重度心身障害者の属する世帯の区分	負担基準額
A	市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する市町村民税をいい、同法に規定する特別区民税を含む。以下同じ。)が非課税である世帯	0円
B	市町村民税の所得割が非課税である世帯(Aに掲げる世帯を除く。)	0円
C	市町村民税の所得割が課税されている世帯	入院1日につき 300円 通院1回につき 300円

備考

- 1 重度心身障害者の属する世帯とは、当該重度心身障害者と生計を一にする世帯(備考2において「同一世帯」という。)をいう。
- 2 同一世帯の認定、課税状況の確認、市町村民税の算定等は、規則で定める方法によるものとする。

○鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則

平成17年2月11日

規則第82号

改正 平成19年7月30日規則第17号 平成21年3月31日規則第8号
平成24年3月30日規則第16号 平成24年6月29日規則第27号
平成25年3月31日規則第26号 平成27年3月31日規則第20号
平成27年7月24日規則第28号 平成28年3月31日規則第23号
平成28年3月31日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(平成17年鴨川市条例第111号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「基準世帯員」とは、次の各号に掲げる重度心身障害者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、重度心身障害者が障害児である場合における当該障害児の保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合(第2号に掲げる場合に限る。)は、当該保護者及び当該障害児の加入している国民健康保険の被保険者(当該障害児と同一の世帯に属するものに限る。)

(1) 重度心身障害者の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合 重度心身障害者の加入している医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)をいう。以下同じ。)の規定による被保険者(当該医療の給付に係る障害者以外の者であって、かつ、健康保険法の規定による被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。)、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)

(2) 重度心身障害者の加入している医療保険が国民健康保険である場合 重度心身障害者の加入している国民健康保険の被保険者(当該医療の給付に係る重度心身障害

者以外の者であって、かつ、同一の世帯に属する者に限る。)

- (3) 重度心身障害者の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 重度心身障害者の加入している後期高齢者医療の被保険者(当該医療の給付に係る重度心身障害者以外の者であって、かつ、同一の世帯に属する者に限る。)

(受給権者とし不在者の所得要件)

第3条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める所得要件は、医療の給付に係る重度心身障害者及び当該重度心身障害者と生計を一にする基準世帯員(当該重度心身障害者が基準世帯員(当該重度心身障害者の配偶者であるものを除く。)の扶養親族及び被扶養者でないときは、当該重度心身障害者の配偶者である基準世帯員に限る。)の医療の給付があった月の属する年度(医療の給付のあった月が4月から6月までの間である場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額について、次に掲げる重度心身障害者の区分に応じ当該各号に定める額を合算した額が23万5,000円以上であることとする。

- (1) 重度心身障害者が医療保険各法の規定による被保険者であるとき 当該重度心身障害者の市町村民税の所得割の額
- (2) 重度心身障害者が国民健康保険法の規定による被保険者であるとき 当該重度心身障害者の市町村民税の所得割の額及び基準世帯員の市町村民税の所得割の額
- (3) 重度心身障害者が前2号のいずれにも該当しない者であるとき 当該重度心身障害者に関する基準世帯員の市町村民税の所得割の額

2 前項に規定する所得割の額は、次の各号に規定する控除されるべき金額があるとき又は扶養親族若しくは特定扶養親族があるときは、当該各号に定める額とする。

- (1) 地方税法第314条の7並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるとき 所得割の額に当該金額を加算した額
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるとき 同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を所得割の額から控除した額

(世帯の課税状況の確認等の方法)

第4条 条例別表に規定する重度心身障害者の属する世帯の市町村民税の所得割の課税状況は、受給権者及び基準世帯員を同一世帯として確認するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の所得割の額の算定の方法について準用する。

(受給券の交付申請)

第5条 条例第5条第1項に規定する規則で定める方法は、鴨川市重度心身障害者医療費助成申請書(別記第1号様式)を市長に提出する方法とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 受給権者及び基準世帯員の医療保険各法による被保険者証又は組合員証の写し

(2) 受給権者及び基準世帯員の申請をした日の属する年度(その日が4月から6月までの間である場合にあつては、前年度)の市町村民税額並びに扶養親族及び特定扶養親族の人数を証する書類

3 前項の規定にかかわらず、本市において市民税額並びに扶養親族及び特定扶養親族の人数を確認することができる受給権者及び基準世帯員のうち、市長が市民税額並びに扶養親族及び特定扶養親族の人数を確認することに同意したもの(以下「税額等確認同意者」という。)については、第1項の申請書に前項第2号に掲げる書類(以下「税額等確認書類」という。)を添付することを要しない。

(受給券の交付等)

第6条 市長は、条例第5条第1項の規定による申請があつたときは、審査の上、助成の可否を決定し、申請者に対し、鴨川市重度心身障害者医療費助成決定・却下通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

2 条例第5条第1項に規定する受給券は、鴨川市重度心身障害者医療費助成受給券(別記第3号様式)とする。

3 市長は、第1項の規定により助成の決定をしたときは、申請者に対し、受給券を交付するものとする。

4 受給者は、受給券を紛失又は破損したときは、鴨川市重度心身障害者医療費助成受給券再交付申請書(別記第4号様式)により、再交付の申請をしなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があつたときは、受給券を再交付するものとする。

6 第4項の申請が受給券の破損を理由とするものである場合は、申請者は、当該申請書に当該受給券を添付しなければならない。

(受給券の更新)

第7条 条例第6条第2項に規定する受給券の更新は、当該受給券に係る受給者及び基準世帯員に税額等確認書類の提出を求め、受給権者であることを確認することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、税額等確認同意者については、税額等確認書類を提出することを要しない。

(医療費等の助成の申請)

第8条 条例第7条第3項に規定する規則で定める方法は、鴨川市重度心身障害者医療費等助成金給付申請書(別記第5号様式)を市長に提出する方法とする。

2 市長は、条例第7条第3項の規定による助成の申請があったときは、審査の上、助成の可否を決定し、申請者に対し、鴨川市重度心身障害者医療費等助成金給付決定・却下通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(申請内容の変更の届出等)

第9条 条例第8条に規定する届出は、鴨川市重度心身障害者医療費助成申請内容変更届(別記第7号様式)に受給券を添えて市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、条例第8条の規定による届出があったときは、審査の上、必要に応じて助成の変更又は廃止の決定をし、鴨川市重度心身障害者医療費助成変更・廃止通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により助成の変更の決定をしたときは、必要に応じて受給券を再交付するものとする。

(備付帳簿等)

第10条 市長は、次に掲げる帳簿を備え付け、必要な記録を記入の上、保管しなければならない。

(1) 鴨川市重度心身障害者医療費受給者台帳(別記第9号様式)

(2) 鴨川市重度心身障害者医療費助成記録(別記第10号様式)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則(昭和49年鴨川市規則第2号)又は天津小湊町重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則(昭和58年天津小湊町規則第4号)の規定によりなされた

手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年7月30日規則第17号)

改正 平成24年3月30日規則第16号 平成25年3月31日規則第26号
平成27年3月31日規則第20号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間における改正後の第3条の規定の適用については、同条中「23万5,000円以上の者」とあるのは「23万5,000円以上の者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1号に規定する高額治療継続者である重度心身障害者を除く。)」とする。

附 則(平成21年3月31日規則第8号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定及び別記第1号様式の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定は、平成20年4月1日から、改正後の第3条の規定は、平成20年7月1日から適用する。

附 則(平成24年3月30日規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療の給付に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた医療の給付に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月31日規則第26号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月24日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定による受給券の交付の申請及び受給券の交付に関し必要な行為は、この規則の施行の前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に改正前の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則第5条の規定により備え付けられている重度心身障害者医療費受給者台帳及び重度心身障害者医療費支給記録は、新規則第10条の規定により備え付けられた鴨川市重度心身障害者医療費受給者台帳及び鴨川市重度心身障害者医療費助成記録とみなす。

附 則(平成28年3月31日規則第23号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別 記

第1号様式（第5条関係）

鴨川市重度心身障害者医療費助成申請書

年 月 日

（あて）

鴨川市長

申請者 住所

氏名

電話

鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第5条第1項の規定により、鴨川市
重度心身鴨川市重度心身障害者医療費の助成を申請します。

受給権者	ふりがな	-----		電話番号	()	
	氏名					
	生年月日	年	月	日	性別	男・女
	住所	〒				
	個人番号					
障害の状況	身体障害者	身体障害者手帳記号番号	第 号	程度	1級・2級	
	知的障害者	療育手帳番号	第 号	程度		
	手帳交付年月日	年 月 日				
(児童の場合) 保護者	ふりがな	-----		受給権者との続柄		
	氏名					
	生年月日	年	月	日	性別	男・女
	住所	〒				
加入医療保険	世帯主・被保険者 組合員・加入者の氏名			受給権者との続柄		
	保険種別	協 ・ 組 ・ 船 ・ 共 ・ 国 ・ 後				
	記号・番号			附加給付	有・無	
	保険者名称	(保険者番号)				
	保険者の所在地					

償還払いの場合の口座振込先	金融機関名	銀行・信金・信組 農協・信漁連		本店・支店 本所・出張所			
	口座種別	普通・当座	口座番号				
	ふりがな						
	口座名義人						
医療適用年月日	年	月	日	適用理由	手帳交付・転入 その他 ()		
課税状況等確認同意書							
申請時から受給資格喪失まで、私の市民税額及び扶養の状況を確認することに同意します。							
受給権者	氏名	Ⓔ					
同一保険加入者	氏名	Ⓔ(個人番号)					
	氏名	Ⓔ(個人番号)					
	氏名	Ⓔ(個人番号)					
	氏名	Ⓔ(個人番号)					

高額療養費について鴨川市が過払いとなっている場合は、私が保険者から受領した高額療養費のうち、過払い相当額を鴨川市に支払います。また、鴨川市が高額療養費の一部又は全部を負担した場合は、鴨川市と保険者で負担相当額について調整することに同意します。

また、家族療養費附加給付金を私が保険者から受領した場合は、当該相当額を鴨川市に支払います。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



鴨川市重度心身障害者医療費助成決定・却下通知書

鴨川市重度心身障害者医療費助成について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定
- 2 却下

（教示）

第3号様式（第6条関係）

（表）

鴨川市重度心身障害者医療費助成受給券		
公費負担者番号		
受給者番号		
対象者	住所	〒
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日
	被保険者証 記号・番号	
	保険者名	
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
自己負担金	通院	
	入院	
	保険調剤	
	入院時 食事療養費	
年 月 日		
鴨川市長 印		

(裏)

注意事項

- 1 この券は、鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例により、保険給付の一部負担金について助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 受診の際は、本券を医療機関（保険調剤薬局、接骨院等を含む。以下同じ。）に必ず提示してください。
- 3 医療機関で本券を提示しなかった場合、県外の医療機関やこの制度による診療を行っていない医療機関で受診した場合は、保険の自己負担分に係る負担金を一旦支払い、市の窓口で償還の手続きをしてください。後日、市から助成額をお支払いします。
- 4 更生医療、育成医療等、他の医療の給付の公費医療制度が適用される場合は、それらの公費医療が優先適用されます。
- 5 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、この受給券を使用することができません。
- 6 次のような変更があった場合は、速やかに市に届け出てください。
 - (1) 市外へ転出するとき。(受給券を添付)
→転出後はこの券は使えません。転出先の市町村で制度の詳細についてお問い合わせください。
 - (2) 加入している健康保険が変更したとき。(受給券と新しい保険証を添付)
 - (3) 住所を変更したとき。(受給券を添付)
 - (4) 氏名を変更したとき。(受給券を添付)
 - (5) 生活保護を受けるようになったとき。
 - (6) その他資格事項に変更が生じたとき。(受給券と変更事項を証明する書類を添付)
- 7 有効期間が過ぎた場合は、本券を返却してください。
- 8 受給資格が無い方が本制度による医療費助成を受けた場合又は市による過払いが生じた場合には、後日、市から返還請求をさせていただきます。
- 9 お問合せ先

第5号様式（第8条関係）

鴨川市重度心身障害者医療費等助成金給付申請書

（ 月） 外来・入院・調剤

自分で記入	受給者氏名		性別	保険の種別	協・組・船・共・国・後
			男・女	被保険者記号 番号	
	生年 月日	生	続柄	保険者の名称 所在地	
	受給者番号		退職者医療		本人・家族
			社会保険		本人・家族・前期
	身体障害者（児）等級			級	知的障害者（児）
腎臓機能障害・小腸機能障害・心臓 機能障害（心臓移植後の抗免疫療法 に限る）・免疫機能障害			医療保険多数該当者		該当・非該当

医療機関記入欄	年 月 診療分	外来・入院・調剤	証明手数料	円
	年 月 日～	年 月 日	(診療日数)	日
	年 月 日～	年 月 日	(診療日数)	日
	療養に要した費用	点	本人負担分 (保険対象分)	円
	上記の記入事項は、事実と相違ありません。 年 月 日			
	医療機関	所在地 名称		
	又は薬局名	代表者 電話	Ⓜ	()

自分で記入	上記のとおり申請します。			
	鴨川市長		年 月 日	
	住所	鴨川市	番地	
	申請者	氏名		Ⓜ
		電話		

保険診療による 自己負担額	高額療養費	附加給付等	証明手数料	給付決定額
円	円	円	円	円

振込先金融機関	種別	口座番号	名義人（ふりがな）
銀行・信金 信組・農協 信漁連	本店 支店 本所 出張所	普通 当座	

◎ 申請のときは下記の件に注意をお願いします。

- 1 保険証、印鑑、領収書をお忘れなく持参してください。
医療機関記入欄は領収書を添付すれば記入の必要はありません。
- 2 申請書は、月別、病院別に作成してください。

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



鴨川市重度心身障害者医療費等助成金給付決定・却下通知書

鴨川市重度心身障害者医療費等助成金の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定
- 2 却下

（教示）

第7号様式（第9条関係）

鴨川市重度心身障害者医療費助成申請内容変更届

年 月 日

(あて)
鴨川市長

届出者 住所
氏名
電話

鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第8条の規定により、下記のとおり鴨川市重度心身障害者医療費助成申請の内容に変更がありましたので届け出ます。

受給者	受給者番号						
	ふりがな	-----					
	氏名						
	生年月日	年	月	日	性別	男・女	
受給者	ふりがな	-----					
	氏名						
	住所	〒			電話番号	()	
障害の状況	身体障害者	身体障害者手帳記号番号	第 号	程度	1級 ・ 2級		
	知的障害者	療育手帳番号	第 号	程度			
助成申請内容の変更	保護者 (児童の場合)	ふりがな	-----			受給者との続柄	
		氏名					
		生年月日	年	月	日	性別	男・女
		住所	〒			電話番号	()
加入医療保険	世帯主・被保険者 組合員・加入者の氏名				受給者との続柄		
	保険種別	協 ・ 組 ・ 船 ・ 共 ・ 国 ・ 後					
	記号・番号						

第8号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



鴨川市重度心身障害者医療費助成変更・廃止通知書

年 月 日付け 号により通知した鴨川市重度心身障害者医療費の助成について、下記のとおり変更・廃止したので通知します。

記

- 1 変更
- 2 廃止

（教示）

第9号様式（第10条関係）

鴨川市重度心身障害者医療費受給者台帳

受給者	受給者番号				
	医療適用年月日	年 月 日	適用理由	手帳交付・転入 その他（ ）	
	ふりがな	-----		電話番号	（ ）
	氏名				
	生年月日	年 月 日	性別	男・女	
	住所	〒			
障害の状況	身体障害者 身体障害者手帳記号番号	第 号	程度	1級・2級	
	知的障害者 療育手帳番号	第 号	程度		
	手帳交付年月日	年 月 日			
保護者	ふりがな	-----		受給者との続柄	
	氏名				
	生年月日	年 月 日	性別	男・女	
	住所	〒			
加入医療保険	世帯主・被保険者 組合員・加入者の氏名			受給者との続柄	
	保険種別	協 ・ 組 ・ 船 ・ 共 ・ 国 ・ 後			
	記号・番号				
	保険者名称	(保険者番号)			
	保険者の所在地				

口座振込先	金融機関名	銀行・信金・信組 農協・信漁連		本店・支店 本所・出張所			
	口座種別	普通・当座	口座番号				
	ふりがな	-----					
	口座名義人	-----					
廃止年月日	年 月 日	廃止理由	他市町村へ転出 死亡 生活保護受給開始 その他 ()				

